

旭川市立近文第二小学校
学校いじめ防止基本方針



令和3年5月

【目 次】

はじめに

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	…	1
1 いじめ防止等の対策に関する基本理念		
2 いじめの理解		
第2章 学校が実施するいじめ防止等の取組	…	4
1 本校のいじめの実情及び令和元年度の目標（指標）		
2 児童が主体となった取組の推進		
3 学校いじめ対策組織の設置		
4 いじめ防止の取組		
5 いじめの兆候と早期発見と積極的な認知		
・いじめ発見・見守りチェックリスト	…	7
・主な相談窓口	…	8
6 いじめへの対処		
7 いじめの解消		
・早期発見・事案対処マニュアル	…	10
8 いじめの重大事態への対応		
9 いじめの防止等に関する機関，保護者との連携		
10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処，保護者との連携		
11 学校いじめ防止プログラム		

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識のもと、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻くすべての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(以下「法」といいます。)では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

第2条

- 1 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないとき

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 児童一人一人を大切にした授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

Ⅱ 学校が実施するいじめ防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び令和3年度の目標（指標）

本校の令和2年度のいじめ認知件数は0件です。また、「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」と回答した児童の割合は100%となっています。保護者だけではなく、地域全体で子どもを育てていこうとする意識が強く、たくさんの地域の大人たちに見守られながら、優しく、思いやりのある子どもたちが育っています。しかしながら、「いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものである」との認識に立ち、いじめを許さない学校づくりをさらに進めていかなければなりません。

〈本年度の目標〉

- 教育活動の中に交流活動や縦割り班活動を取り入れたり、全体で一つのことに取り組んだりする機会を多く設定し、よりよい人間関係の育成を図り、自尊感情を高め相互理解を深める。
- 教職員や学校と保護者・地域との間の情報交換を密にし、問題に迅速に対応できるように努める。

〈客観的指標〉

- ・ いやな思いをしたとき、だれにも相談しない 目標回答割合 0%
- ・ いじめはどんなことがあっても許されないと思う 目標回答割合 100%
- ・ 不登校児童0

2 児童が主体となった取組の推進

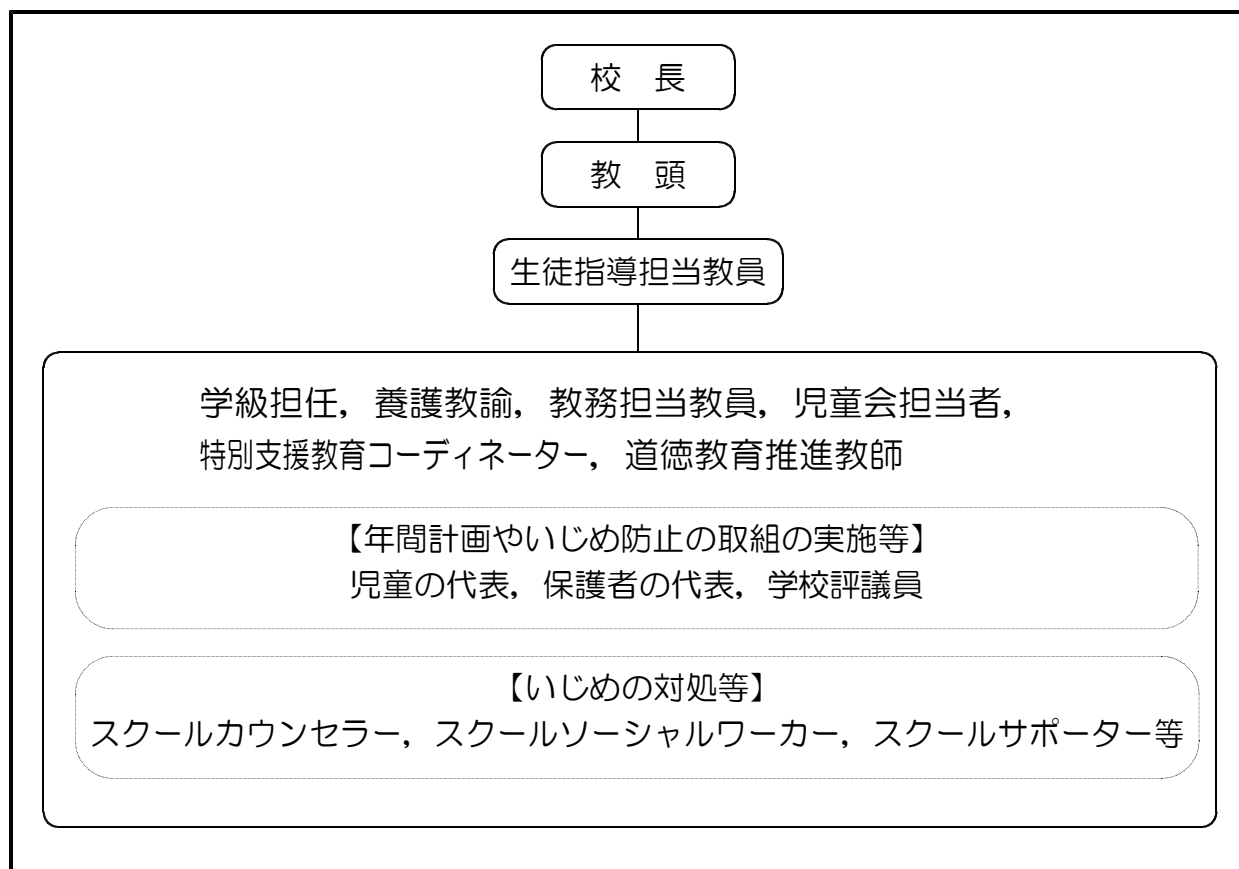
いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

- 児童会を中心に、いじめの問題等について話し合い、自校の実態に応じた、学校いじめ防止基本方針（児童版）を策定する。
- 生活・学習A c t サミットで協議された内容等を小・中学校で連携して共有する。
- 児童会を中心とした取組を行う際に、全ての児童が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図る。

3 学校いじめ対策組織の設置

いじめの問題に組織的に対応するため、学校いじめ対策組織を設置します。

(1) 学校いじめ対策組織の構成



(2) 学校いじめ対策組織の役割

○未然防止

- ・いじめが起きにくい，いじめを許さない環境づくり

○早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- ・いじめの早期発見・事案対処のための，いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有，及び関係児童に対するアンケート調査，聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体

○学校いじめ防止基本方針に基づく取組

- ・本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成，実行，検証，修正
- ・いじめの防止等に係る校内研修の企画，計画的な実施
- ・本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実等と見直し

4 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめについての共通理解

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図る。
- いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、学校いじめ防止基本方針（児童版）の作成を支援し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、児童が容易に理解できる取組を進める。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- 教育活動全体を通じた道徳教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により児童の社会性を育む取組を進める。
- 児童の発達段階や実態に応じた人権教育の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進める。
- 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う取組を進める。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努める。
- 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- 教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることが出来る機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感を高めるよう努める。
- 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努める。
- 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進める。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きににくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

本校は、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- 児童及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備する。

いじめ発見・見守りチェックリスト

年 氏名

近文第二小いじめ対策組織

朝の会・帰りの会	☐ 遅刻・欠席・早退が増えた。 ☐ 顔色、雰囲気などが普段の様子と違う。 ☐ 表情がさえない、おどおどしている、うつむいていることが多い。 ☐ イライラして、物にあたる。
授業の開始時	☐ 一人遅れて教室に入る。 ☐ 泣いていたり、泣いた形跡がある。 ☐ 机の上や中が汚されている。 ☐ 机や椅子が乱雑にされている。 ☐ 周囲が何となくざわついている。 ☐ 座席が替わっている。
授業中	☐ 特定の児童の名前が何度も話題になる。 ☐ グループ分けや班活動で孤立しがちである。 ☐ 配付物がきちんと配られない。 ☐ 発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる。 ☐ 冷たい視線が注がれる。 ☐ 教科書やノートに落書きされる。 ☐ 保健室に頻繁に行こうとする。
休み時間	☐ 職員室や保健室に頻繁に行く。 ☐ 先生の近くに居ることが多い。 ☐ 特定の児童を避ける動きが見られる。 ☐ 一人ではぼつんとしている。 ☐ 特定の児童を囲むように児童が集まる。 ☐ 遊びでいつも苦しい立場に立たされる。 ☐ 格闘遊びなどでいつも相手をさせられる。 ☐ 侮蔑の言葉が特定の児童に対して向けられる。 ☐ 集団でトイレに行って、なかなか出て来ない。
昼食（給食）時	☐ 配膳すると嫌がられる。 ☐ 食べ物にいたずらされる。 ☐ 望まないおかずを多く盛られる。 ☐ 食べ物を他人に取られる。 ☐ グループから外れて一人で食べる。
清掃時	☐ 嫌な作業をいつもやらされる。 ☐ 最後まで一人で作業をやらされる。
放課後	☐ 急いで一人で帰る。 ☐ 先生に何か言いたそうにしている。 ☐ 他の児童の分まで荷物を持たされる。
その他	☐ 成績が急に下がる。 ☐ 服が汚れていたり、不自然な乱れがある。 ☐ 理由がはっきりしていないあざや傷がある。 ☐ 日記、作文、絵画、答案等に気になる表現や描写がある。 ☐ 持ち物に落書きされたり、靴や傘を隠されたりする。 ☐ 教室の壁や掲示物に、あだ名や悪口などを落書きされる。 ☐ 悪口を言われても、愛想笑いをする。 ☐ 人権を無視したようなあだ名を付けられる。

- ◆ 児童のささいな変化に気づき、気付いた情報は抱え込まず、学校いじめ対策組織において確実に共有し、速やかに対応を！
- ◆ 日常の児童とのふれあいを大切に！
- ◆ 気づいたことを、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）で付箋用紙等にメモして共有を図るなど、学校全体で早期発見を！

主 な 相 談 窓 口

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

代 表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506（こんにちはコール）

<受付時間>

月・木 8:45~20:00

火・水・金 8:45~17:15

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号>

0120-3882-56

<受付時間>

毎日24時間

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号>

0120-007-110（ゼロゼロなの ひゃくとおばん）

<受付時間>

月～金 8:30~17:15

◆少年相談110番（北海道警察本部）

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

月～金 8:45~17:30

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

月～金 9:00~16:00

◆法テラス旭川

<電話番号>

050-3383-5566

<受付時間>

月～金 9:00~17:00

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合の良い日時をお知らせください。

旭川市立近文第二小学校

TEL 57-2201

6 いじめへの対処

いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、直ちに学校いじめ対策組織において情報を共有し、組織的に対応します。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせる。
- いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求める。

(2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援

- いじめを受けた児童から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝える。
- いじめを受けた児童の見守りを行うなど、いじめを受けた児童の安全を確保する。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーター（警察経験者）など外部専門家の協力を得て対応する。

(3) いじめを行った児童への指導及び保護者への助言

- いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止する。
- いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行う。
- 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深める。

7 いじめの解消

いじめについて、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認します。

本校は、いじめの解消に向け、次の取組を進めます。

- いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
- いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童について、日常的に注意深く観察する。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握】

- 学級担任及び学級担任以外の教職員による発見
- アンケート調査による発見
- 学校以外の関係機関からの情報
- 児童（本人を除く）からの情報
- 児童（本人）の保護者からの情報
- 養護教諭による発見
- スクールカウンセラー等の相談員による発見
- 本人からの訴え
- 地域住民等からの情報
- その他



【いじめの報告】（いじめ対策組織会議の開催）

- 把握者→（学級担任等）→生徒指導担当者→教頭→校長



【事実確認・方針決定】（いじめ対策組織における協議）

- 事実関係の把握
- いじめ認知の判断
- 指導方針の確認
- 個別指導の検討
- 役割分担（対応チームの編成）
- 全教職員による共通理解の形成
- 関係機関との連携



【いじめへの対処】（いじめ対策組織による対処）

- いじめを受けた児童への支援
- 周囲の児童への働きかけ
- 教育委員会への報告
- 教育委員会いじめ早期対応チームやスクールカウンセラー等の派遣要請
- 関係機関への相談（旭川市子ども総合相談センター、旭川児童相談所、警察等）
- いじめの解消の判断
- いじめを行った児童への指導
- いじめを受けた児童の保護者への支援
- いじめを行った児童の保護者への助言

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
校 内	□ いじめの行為から、徹底して守り通す。 □ 安全確保のための巡視体制を強化する。 □ 3か月を目安としたいじめ解消に向け、組織的に注視するとともに、継続して自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	□ 他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他者の痛みを理解させる。 □ いじめは絶対に許されない行為であることを自覚させる。 □ 不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。	□ 周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 □ いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことに気付かせる。 □ 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
保 護 者	□ いじめに関する事実経過を説明する。 □ 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	□ 事実経過の説明し、家庭における指導を要請する。 □ いじめを受けた児童及び保護者への謝罪について協議する。	□ 当該児童及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。



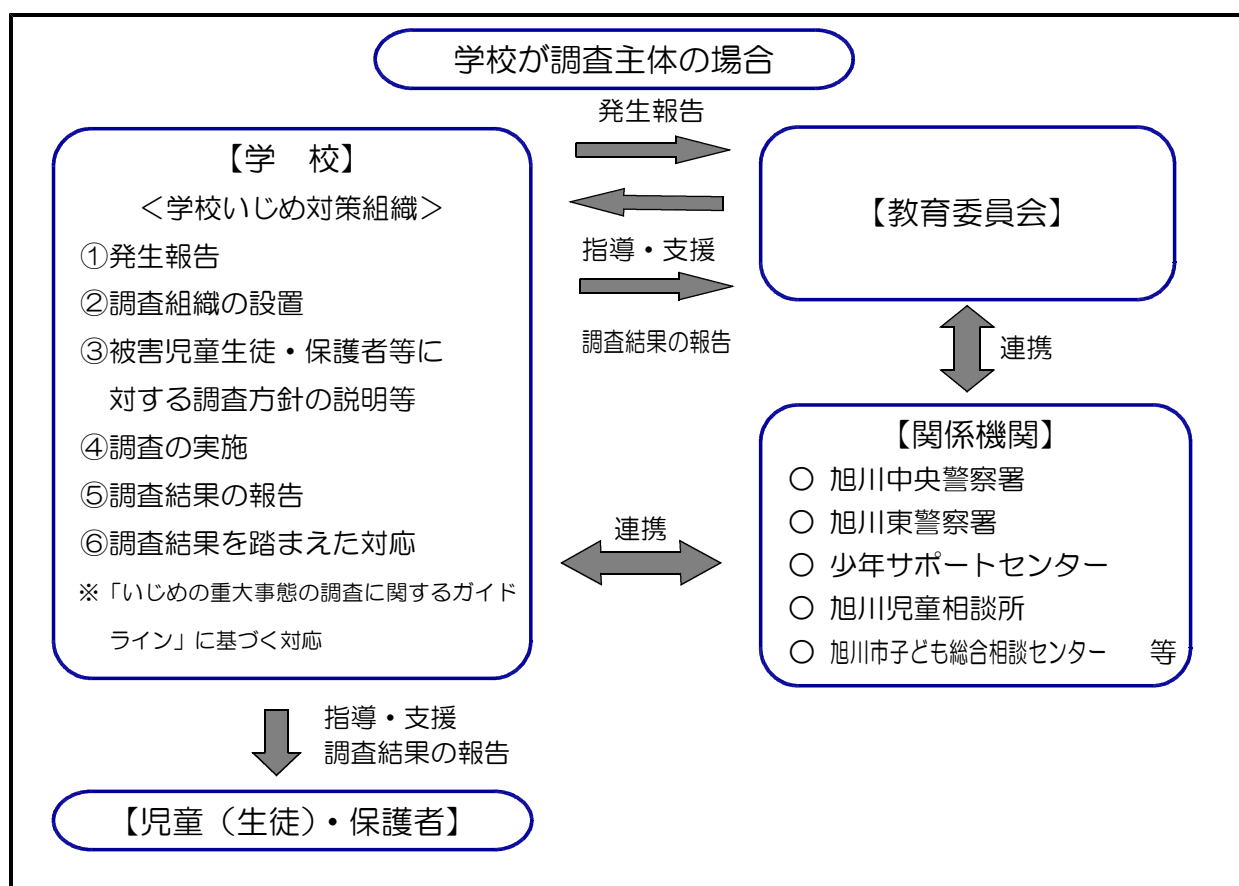
【再発防止に向けた取組】

- | | | |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 原因の詳細な分析 <ul style="list-style-type: none"> □ 事実の整理、指導方針の再確認 □ 必要に応じて外部の専門家等による助言 ○ 学校体制の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> □ 生徒指導体制の点検・改善 □ 教育相談体制の強化やスクールカウンセラーの派遣要請等 □ 児童理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育内容及び指導方法の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> □ 児童の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の見直し □ 豊かな心を育てる指導の工夫 □ 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を獲得させる指導など、授業改善の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭、地域との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> □ 教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開 □ アンケート、学校関係者評価等に基づく学校評価の実施 □ P T A 活動や地域行事への積極的な参加による児童生徒の豊かな心の醸成 |
|--|--|--|

8 いじめの重大事態への対応

いじめの重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処します。

- 重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告する。
- 教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、既存の学校いじめ対策組織に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施する。
- 重大事態に至る要因となったいじめについて、事実関係を可能な限り明確にする。
- 調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、適時、適切な方法で情報を提供する。



9 いじめの防止等に関する機関，保護者等との連携

関係機関や保護者，地域等と連携して，いじめの防止等に関する取組を実施します。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては，保護者や児童の代表，地域住民などの参画を得て進めるよう努める。
- いじめへの対処に当たっては，必要に応じて，学校いじめ対策組織に，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて対応する。

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処，保護者等との連携

インターネットを通じて行われるいじめを防止し，効果的に対処できるよう，情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

- 日常的，計画的に情報モラル教育を進めるとともに，保護者に対して啓発を行う。
- 学校ネットパトロールを計画的に実施し，早期発見に努める。
- 不適切な書き込みを発見した場合は，保護者との協力，連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに，必要に応じて，関係機関に適切な援助を求める。

〈保護者の役割〉

- 保護者は，その保護する児童の発達の段階を踏まえ，児童の能力や日常生活に見合ったインターネットの使い方を考えることが大切です。その際，児童が納得できるルールを決めることや，ルールを守れなかったときの対応について話し合うことが重要です。
- 保護者は，その保護する児童にSNSの利用を認める場合は，自他の個人情報を公開しないことや，自分が言われて嫌なことや悪口を書き込まないこと，SNSで知り合った人と会わないことなどを指導することが必要です。

11 近文第二小学校いじめ防止プログラム

 は、未然防止の取組

 は、早期発見の取組

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
教職員	○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校いじめ防止基本方針の学校ホームページでの公開 ・児童(生徒)、保護者への説明内容の検討	○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(1)の内容の検討及び準備、運営 ・いじめ撲滅集会の計画及び運営 ・いじめ・非行防止強調月間の取組の検討	○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(2)の内容検討及び準備、運営 ・アンケートの集計、分析	○学校いじめ防止対策組織会議 ・ほっと、Q-U等、各種調査の実施方法の確認 ・1学期の取組の点検・評価 ・2学期の重点の検討	○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(3)の内容検討及び準備、運営 ・ほっと、Q-U等、各種調査の結果の分析	○学校いじめ防止対策組織会議 ・旭川市生徒指導研究協議会の内容についての還流 ・前期の取組についての点検・評価 ・いじめ・非行防止強調月間の取組の検討
	○児童(生徒)に関わる学校間の情報交流(授業参観等)	○校内研修(1) ・児童理解研修① ・自己肯定感や自己有用感を高める指導の在り方	○校内研修(2) ・教育相談の在り方 ※講師:スクールカウンセラー	○児童(生徒)に関わる学校間の情報交流(授業参観等)	○校内研修(3) ・児童アンケートや各種調査結果の活用	
	○ふれ合い活動の推進(通年)		○道教委いじめ問題への取組状況の調査①			
	○学校ネットパトロール(毎月実施)		○教育相談①	○市教委いじめに関する実態調査①	○「旭川市生徒指導研究協議会」への参加	○道教委いじめ問題への取組状況の調査②
児童生徒	○学校いじめ防止基本方針の説明	○いじめ防止の理解を深める学習①(学級活動・道徳の時間)	○児童(生徒)アンケート調査①	○道教委いじめアンケート調査①	○ボランティア活動の実施	○いじめ防止の理解を深める学習(学級活動・道徳の時間)
	○学習及び生活の基礎づくり ・学習規律、学習習慣 ・基本的な生活習慣 等	○全校集会の実施 ・いじめ撲滅宣言 等	○いじめ・非行防止強調月間①	○各種調査の実施 ・ほっと、Q-U等		
	○いじめ相談窓口の周知 ・校内の窓口 ・「子ども版市長への手紙」 ・子ども総合相談センター 等	○ネット安全教室の実施				
家庭・地域	○保護者懇談会 ・学校いじめ防止基本方針の説明 ・インターネット上のいじめの防止に関わる啓発	○ネット安全教室への保護者の参加呼びかけ	○学校評議員会 ・学校いじめ防止基本方針等の説明	○1学期の取組の状況等についての公表 ・学校により	○「旭川市生徒指導研究協議会」への保護者の参加呼びかけ	
	○学校いじめ防止基本方針の学校HPでの公開			○保護者懇談会 ・学校・家庭での様子の交流 ・インターネット上のいじめの防止に関わる啓発		
	○チェックリストの活用(通年)					
	○いじめに関わる情報収集(通年)					

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教職員	○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(4)の内容の検討及び準備、運営 ・後期の重点的な取組 ○校内研修(4) ・児童理解研修② ○校下小中学校との連携 ・授業参観 等	○学校いじめ防止対策組織会議 ・アンケート調査の取りまとめ及び結果の分析 ・学校評価における点検項目についての検討 ○児童(生徒)に関わる学校間の情報交流(授業参観等) ○道教委いじめ問題への取組状況の調査③ ○教育相談②(三者懇談)	○学校いじめ防止対策組織会議 ・2学期の取組の点検・評価 ・3学期の重点の検討 ○学校評価 ・いじめの防止等に関わる取組にいての点検 ○市教委いじめに関する実態調査②	○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校評価の結果の分析 ・いじめ防止に係る学年集会の内容の検討	○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(5)の内容の検討及び準備、運営 ・1年間の取組についての点検・評価 ○校内研修(5) ・インターネット上で行われるいじめへの対応 ○教育相談③	○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校評価等を踏まえた、学校いじめ防止基本方針等の見直し ・新年度における学校いじめ防止プログラムの作成 ○校下小中学校との連携 ・進学に伴う情報交換 等 ○市教委いじめに関する実態調査③
児童生徒	○いじめ・非行防止強調月間② ○生活・学習Actサミットを受けた小・中学校連携した取組の実施	○児童(生徒)アンケート調査② ○道徳における「いじめ」をテーマとした道徳の時間の授業	○道教委いじめアンケート調査②	○学年集会の実施 ・いじめ防止に係る取組 等	○児童(生徒)アンケート調査③	
家庭・地域	○学校評議員会 ・2学期の取組についての説明	○道徳の授業における「いじめ」をテーマとした授業 保護者懇談で交流等(12月)	○2学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・保護者懇談 等 ○保護者懇談会 ・学校・家庭での様子の交流 ・インターネット上のいじめの防止に関わる啓発	○学校評議員会 ・1年間の取組状況の説明 ・次年度の学校いじめ防止基本方針に関わる協議	○参観日 学級懇談等で情報交流 ○学校関係者評価の実施	○3学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日 等